

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 13 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中
各地方厚生（支）局麻薬取締部（支所） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課

麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答について

令和 3 年 7 月 5 日に公布された麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 118 号。以下「改正省令」という。）が、令和 4 年 4 月 1 日に施行されます。

今般、改正省令の具体的な運用について、別添「麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答」を作成しましたので、関係各方面へ指導を行う際に活用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本事務連絡に基づく取扱いについては、令和 4 年 4 月 1 日から適用し、「麻薬小売業者間譲渡許可に係る手続の運用について」（平成 28 年 3 月 14 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課事務連絡）は同日付けで廃止します。